

令和3年度

奈良市シェアオフィス設置運営支援事業

事業者募集要領

【募集期間】

令和3年9月16日（木）～令和3年10月12日（火）12時00分

奈良市観光経済部

産業政策課

令和3年9月

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 事業の趣旨・目的 | 1 |
| 2. 応募要件 | 1 |
| 【1 応募者要件】 | 1 |
| 【2 不動産要件】 | 3 |
| 【3 設備・運営要件】 | 3 |
| 【4 施設全体のテーマ・コンセプトの設定要件】 | 4 |
| 【5 数値目標（K P I）要件】 | 5 |
| 3. シェアオフィス設置・運営に当たっての支援 | 5 |
| 【1 補助金による支援】 | 5 |
| 【2 入居企業獲得のための間接支援】 | 6 |
| 4. シェアオフィスの開設日 | 6 |
| 5. 応募手続き | 6 |
| 【1 募集要領等配布】 | 6 |
| 【2 参加申込】 | 6 |
| 【3 参加辞退】 | 7 |
| 【4 質問受付】 | 7 |
| 【5 質問に対する回答】 | 7 |
| 【6 応募申込】 | 7 |
| 6. 採択方法等 | 8 |
| 【1 審査について】 | 8 |
| 【2 審査結果と公表】 | 9 |
| 7. スケジュール（予定） | 9 |
| 8. 注意事項 | 9 |
| 【1 提出書類】 | 9 |
| 【2 補助対象経費及び支払】 | 10 |
| 【3 書類の保存等】 | 10 |
| 【4 財産の管理】 | 11 |
| 【5 その他】 | 11 |
| 9. 担当者 | 11 |

本事業に応募する団体は、本募集要領及び「奈良市補助金等交付規則」、「奈良市シェアオフィス設置運営支援事業補助金交付要領」を熟読し、制度を十分理解したうえで各種書類の作成にあたってください。

1. 事業の趣旨・目的

奈良市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地方へのオフィス分散を見据え、令和2年に都市部のIT・クリエイティブ企業を対象とした「サテライトオフィス設置推進補助金」を創設し、立地環境の良い奈良市への拠点誘致を進めてきました。

今後さらに市内へのIT・クリエイティブ企業の立地・集積を促進し、市内における魅力的な「しごと」の選択肢を提示し、若者の市外流出の抑制と地元定着を図り、さらに都市部から奈良市への「新しい人の流れ」を生み出すことを目的に、本事業では、地方創生テレワーク交付金を活用し、現在奈良市内には存在しない、個室利用が可能で執務に必要な設備や備品等が整備された「奈良市シェアオフィス」を設置し、企業が短い準備期間でかつ初期投資を抑えてスピーディーに事業拠点を構えられる環境を整えます。

「奈良市シェアオフィス」の整備費等は、「奈良市シェアオフィス設置運営支援事業補助金」により支援するほか、施設の設置運営事業者と連携して施設へ入居する企業の誘致を進めます。

民間事業者の専門知識やノウハウ等を活用し、効果的・効率的に事業を実施するため、設置運営事業者は公募により企画提案を求めその内容及び能力等を総合的に比較した上で選定することとし、その方法等を以下のとおり定めます。

2. 応募要件

【1 応募者要件】

本公募に参加できる者は、単独事業者または共同企業体によるものとし、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 単独事業者の要件

ア 応募日現在、以下の法人格を有していること。

| | |
|------------------|--|
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社 |
| 一般社団法人 一般財団法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人 |
| 公益社団法人 公益財団法人 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同第2条第2号に規定する公益財団法人 |
| 地方銀行 | 「一般社団法人全国地方銀行協会」又は「一般社団法人第二地方銀行協会」の会員行 |
| 信用金庫 信用協同組合 | 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合 |
| 特定非営利活動法人 | 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 |

| | |
|----|---------------------------|
| 大学 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学 |
|----|---------------------------|

- イ 応募日現在、フレキシブルオフィス（利用者の法人登記が可能で、複数の事業者が利用可能な個室または共有のワークスペースを有する施設）の運営実績を有する事業者で、事業を遂行できる実施体制や実施能力（経理その他事務を含む）を有していること。
- ウ 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その運用が行われていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- オ 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- カ 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始申立てを行っている者でないこと。
- ク 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合があります。
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- コ 本事業において国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度による補助金等の交付を受けていないこと、又はその予定がないこと。
- サ 市の企業誘致の広報に協力できること。

(2) 共同企業体の要件

- ア 上記（1）をすべて満たす者（ただし、前項イに関しては共同提案者のうち1社以上が満たしていれば良いこととする）で構成された共同企業体（以下、「JV」という。）で、代表者を1社選定していること。

※共同提案者は複数のJVに所属することができない。JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。なお、応募申込書提出期間後に代表者及び共同提案者を変更することはできない。また、応募申込や質問等は代表者が行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 審査結果通知日までに前記（1）及び（2）の応募者要件を満たさなくなった場合
- イ 応募申込書提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- オ 著しく信義に反する行為があった場合
- カ 企画提案の内容の実施が困難と認められる場合
- キ 応募書類の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ケ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

【2 不動産要件】

- (1) シェアオフィスの設置場所は、入居企業の利便性を勘案して、奈良市の市街地（近鉄奈良駅、JR 奈良駅、近鉄新大宮駅、近鉄大和西大寺駅から徒歩 20 分圏内の区域）であること
- (2) シェアオフィスの運営を行うために直接必要な全ての不動産については、継続的かつ安定的に運用可能であること。不動産を賃借する場合、賃貸借契約期間の終期は令和 7 年 3 月 31 日を超えるものとする（応募日現在において不動産についての売買契約又は賃貸借契約の締結まで求めるものではない）
- (3) 不動産を賃借する場合は、シェアオフィスの設置運営について貸主の了承を得ていること
- (4) 建築基準法に基づく耐震基準※を満たしていること（ただし、シェアオフィスの開設日までに耐震改修工事等を行うことにより、耐震基準に適合する場合を除く。）。
- (5) 都市計画法、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令を満たしていること（ただし、シェアオフィスの開設日までに改修工事等を行い、法令違反を是正する場合を除く。）。
- (6) 応募日現在、未竣工の建物を活用する場合は、竣工の現実性を示す書類（建築工程表、進捗管理表、施主と建築施工会社間で締結された建築工事請負契約書の写し、施主の工事代金の支払い能力を証する書類等）を提出すること

※耐震基準とは、建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認から適用）をいいます。耐震基準の適否は、「建築確認通知書」又は自治体が発行する「建築確認台帳記載事項証明書」、指定性能評価機関や建築事務所登録を行っている建築事務所等が発行する「耐震基準適合証明書」等により確認してください。

【3 設備・運営要件】

| | |
|------------------|--|
| 名称 | 「奈良市シェアオフィス」は本事業において設置する施設の仮称であり、施設の名称に使用する必要はない。施設の名称は、各事業者がそれぞれのテーマ・コンセプトに沿って設定すること |
| 設備要件 (フロアプラン) | <ul style="list-style-type: none"> ア 複数の利用者が同時に働くことが可能な席数を 20 席以上設けること イ 3 人以上が利用できる個室スペースを 3 区画以上設けること ウ 個室スペースにおける利用者一人当たりの面積は 1 坪以上とすること エ 個室スペース以外で利用者が執務可能な共有スペース（オープンスペース）及び会議室スペースを設けること ※個室契約をしている利用者のリフレッシュや交流を目的としたもので、契約のない利用者のドロップイン利用 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>を必須とするものではありません。</p> <p>オ 利用者が利用可能なトイレ（男女別）を設けること</p> |
| 設備要件 (ハード) | <p>ア 情報セキュリティの確保されたW i - F iなどのインターネット環境を整備すること</p> <p>イ オフィス利用に必要な備品類を整備すること</p> <p>ウ 施設及び個室への入退室の管理に必要なセキュリティを確保すること</p> <p>エ 定期的に換気が可能な設備を導入すること</p> |
| 運営要件 (ソフト) | <p>ア 利用者のニーズに沿うような開所日数・開所時間とすること</p> <p>イ 利用契約等を締結した事業者の法人登記が可能であること</p> <p>ウ 利用者間のコミュニケーションやコラボレーションを促す仕掛けを作ること</p> <p>エ 採光に配慮し、開放感のある雰囲気とすること</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症感染防止のための取組を行い、利用者が安心して利用できるよう「新しい生活様式」に対応した管理・運営体制とすること</p> <p>カ 管理コストの適正化と収支の健全化を図り、継続的かつ自立的な運営を目指すこと</p> <p>キ ウェブサイトやSNSなどによる情報発信体制を構築し、シェアオフィスの取り組みを都市部企業へ情報発信し、利用者の確保と本市のビジネス拠点としての知名度向上に向けた広報活動を実施すること</p> <p>ク 業務に必要なスタッフ等を確保し、業務を適正に実施するための業務実施体制を構築すること</p> <p>ケ 本業務を円滑に遂行するため、統括責任者を定め、本市に届け出るものとし、本業務全般にわたり業務管理行うこと</p> |
| その他 | <p>ア 施設の整備及び運営に当たっては、都市計画法、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令等を遵守すること</p> <p>イ 施設の整備及び運営に当たっては、本市や関係各署の指示に従い、誠実に対応すること</p> <p>ウ 令和4年3月15日までに開業できるよう、事業を円滑に進めること</p> <p>エ 同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、シェアオフィスと明確に区分けすること</p> |

【4 施設全体のテーマ・コンセプトの設定要件】

「奈良市シェアオフィス」は単なる賃貸施設ではなく、施設全体のテーマ・コンセプトを設定し、それに関わる事業者・団体・個人等を中心に入居又は利用を行う施設と位置付けます。

本募集要領1頁に記載のある本事業の目的に沿ったテーマ・コンセプトを設定してください。

【5 数値目標（KPI）要件】

本事業は内閣府の「地方創生テレワーク交付金」を活用しており、令和6年度末（令和7年3月31日）時点で下表の数値目標（KPI）を目指して取り組むことが求められます。令和6年度末時点での報告とともに、令和3年度以降各年度が終了する毎に実施状況の報告を求めます。

なお、令和6年度末時点で数値目標が達成されていない場合でも、原則として補助金の返還は求めません。ただし、目標未達成の場合は、令和7年度の取組計画の策定と実施状況の報告を求める場合があります。

| | 項目 | 数値目標（KPI） |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 利用企業数 | 8事業者 |
| (2) | うち、県外企業数 | 6事業者 |
| (3) | 利用者数（延べ人数） | 延べ4,580人/年度 |
| (4) | うち県外利用者割合 | 80% |

[各項目について]

(1) 利用企業数

契約を交わして入居又は利用した企業の数。法人格の有無は問いません（個人事業主も可）。

(2) 利用企業数のうち、県外企業数

利用企業数のうち、主たる事務所が県外にある企業の数。

(3) 利用者数

契約の有無を問わず、年度内に施設を利用した延べ人数。

例えば、一人（同一人物）が3日利用した場合は、3人としてカウントします。

(4) 利用者数のうち、県外利用者数の割合

利用者数のうち県外から利用した者の割合。なお、(2)に該当する企業の雇用する者は、県内に在住であっても、“県外企業の従業員”としての取扱いとなることから、県外利用者数に含めることができます。

※その他、目標値に関する考え方については、「内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生」ホームページ内、地方創生未来技術支援窓口に掲載の「地方創生テレワーク交付金に関するQ&A」の記載内容に準拠しますので、当該資料を確認ください。

3. シェアオフィス設置・運営に当たっての支援

シェアオフィスの設置・運営に当たっては、以下のとおり支援を行います。

【1 補助金による支援】

| | |
|-------|-----------------------|
| 補助金名称 | 奈良市シェアオフィス設置運営支援事業補助金 |
|-------|-----------------------|

| | |
|-------|---------|
| 補助率 | 3分の2 |
| 補助上限額 | 1,000万円 |

「奈良市シェアオフィス」の設置運営事業者として採択された事業者は、交付申請手続きを経て同補助金を活用することができます。各種申請手続き、補助対象経費等の詳細については、「奈良市シェアオフィス設置運営支援事業補助金交付要領」を参照してください。

【2 入居企業獲得のための間接支援】

市は入居企業獲得のための間接支援として、以下の取組を実施します。

| | |
|-----|---|
| 取組名 | 広告宣伝・リード獲得事業 |
| 予算額 | 350万円 ※奈良市の企業誘致事業全体に係る広告宣伝・リード獲得事業の予算 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「奈良市シェアオフィス」を周知するための情報発信・PRの実施 ・入居可能性のある企業への接点を得るためのアポイントメント獲得事業 ・奈良市で住み働くことを体験してもらう視察ツアーの実施 等 |

| | |
|-----|---|
| 取組名 | 進出支援金 |
| 予算額 | 300万円 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィスに入居した企業に対し、インセンティブとして進出支援金を支給 <p>※対象企業の要件や1社あたりの支給金額等については「奈良市シェアオフィス」の設置運営事業者として採択された事業者と協議の上決定する予定です。</p> |

4. シェアオフィスの開設日

令和4年3月15日（火）までに開設してください。

5. 応募手続き

【1 募集要領等配布】

令和3年9月16日（木）から令和3年10月12日（火）12時00分までの間に、奈良市ホームページからダウンロードしてください。

【2 参加申込】

本公募への参加希望者は、以下のとおり参加申込書を提出し、参加意思を表明してください。

（1）提出書類

- ・参加申込書（様式1）

（2）提出期間

令和3年9月16日（木）から令和3年9月30日（木）までの奈良市役所の閉庁日を除く午前

9時から午後5時までの間（必着）

（3）提出方法

後記「9. 担当者」まで、直接持参または郵送すること。

持参及び郵送の場合は、下記のとおり提出してください。（以降の項目についても同様）。

【持参の場合】

提出期間内に持参すること。（期限厳守）

【郵送の場合】

提出期間内に必着とする。但し、書留郵便又は簡易書留郵便等に限る。なお、郵送で提出した旨を後記「9. 担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

【3 参加辞退】

本公募への参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和3年10月12日（火）12時00分までに後記「9. 担当者」まで、直接持参または郵送すること。

【4 質問受付】

応募書類の作成に当たって質問事項がある場合は、令和3年9月16日（木）から令和3年9月27日（月）午後5時までの間に、質問書（様式8）に内容を記入の上、電子メールにより「9. 担当者」に送信してください。

また、件名を「公募に関する質問（提出者名）」としてください。なお、質問受付期間後の質問は受け付けません。

【5 質問に対する回答】

質問に対する回答は、令和3年9月30日（木）午後5時までに電子メールで質問者に送信するとともに、奈良市ホームページにも掲載します。ただし、事業者固有の質問についてはこの限りではありません。なお、審査基準等に関することについては回答できません。

【6 応募申込】

参加申請書提出者は、以下のとおり応募書類を正本1部、副本10部提出してください。

（1）提出書類

応募書類一覧表兼チェックリスト（様式2）に記載のとおり

（2）提出期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月12日（火）12時00分までの奈良市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間（必着）

（3）提出方法

後記「9. 担当者」まで、直接持参または郵送すること。

（4）応募書類等作成上の基本事項

ア 本公募は、本事業の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を

求めるものではないので注意すること。

イ 本要領に記載の内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

ウ 本要領に定める以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

6. 採択方法等

【1 審査について】

(1) 審査開催日時・場所

日時：令和3年10月15日（金）午前10時から（予定）

場所：奈良市役所 第301会議室（予定）

各事業者の審査開始時間等詳細については、別途個別に連絡します。

プレゼンテーションの順番は、応募書類提出時に提出者がランダムな数字を記載したくじを引き、全ての提出者がくじを引いた後、最も数字の小さいものから順にプレゼンテーションを行うものとして決定します。

なお、応募書類が郵送により提出された場合は、本事業に関係ない市職員立ち会いのもと、本事業担当職員がくじを引きます。

(2) 審査方法および審査内容

ア 審査は、応募書類にかかる書類審査、プレゼンテーション審査（プレゼンテーション（約15分）及びヒアリング（約15分））により行い、別紙1「審査項目表」に基づいて評価し、単純合計点数が高い事業者1社を選定します。

イ 審査員の採点の合計点数が同点の場合は、加重科目の合計得点が上位の者を選定します。

ウ 応募事業者が多数のときは、別紙1「審査項目表」に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける提案者を選考する場合があります。

エ 別紙1「審査項目表」に記載の基準に達しないときは、いずれの事業者も選定しない場合があります。

オ 審査内容及び結果についての異議は認めません。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出された応募書類をもとに行ってください。資料に記載のない追加提案は禁止とします。

イ プレゼンテーションでは、応募書類に記載の範囲内で作成したMicrosoft PowerPoint等を説明の補助として使用（資料の配布又は投影）することが可能です。

ウ 遅刻・欠席した場合は、参加辞退したものとみなします。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、プレゼンテーション出席者は3名以内とし

ます。感染拡大の状況によっては、実施方法を変更する場合がありますが、本市の指示に従ってください。

【2 審査結果と公表】

- ・審査結果は書面で通知します。
- ・採択された事業については市のホームページ等で事業実施主体名、事業概要等を公表します。
- ・不採択となった事業については、書面での通知とともに個別の評価結果等をお伝えします。

7. スケジュール（予定）

| 項目 | 実施者 | 時期 | 内容 |
|-----------|-----|----------------------------------|---|
| 公募開始日 | 市 | 9月16日（木） | 募集要領等を市ホームページで公開します。 |
| 参加申込書提出期間 | 事業者 | 9月16日（木）～ 9月30日（木） | 公募に参加する場合は、期限内に参加申込書を提出してください。 |
| 質問受付期間 | 市 | 9月16日（木）～ 9月27日（月） | 募集内容に関する事業者からの問合せを受け付け、9月30日（木）午後5時までに担当者より回答します。 |
| 応募書類提出期間 | 事業者 | 10月1日（金）～ 10月12日（火） 12時00分 | 参加申込書提出者は、期限内に応募書類を提出してください。 |
| 審査 | 市 | 10月15日（金） | 書類審査、プレゼンテーション審査により評価し、採択・不採択を決定します。 |
| 審査結果通知 | 市 | 10月下旬 | 市から審査結果通知を応募者へ送付します。 |
| 補助金交付申請 | 事業者 | 審査結果通知以降 随時 | 採択された事業者は、市に対し補助金の交付申請を行います。 |
| 補助金交付決定 | 市 | 審査結果通知以降 随時 | 交付決定日以降、事業開始（発注、購入等）が可能となります。 |

8. 注意事項

【1 提出書類】

- ・提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、本市の責においてすべて処分するものとします。また、本市はこれを本事業における審査以外では使用しません。なお、提出書類や審査結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）

は、奈良市情報公開条例（平成19年 奈良市条例第45号）により情報公開の対象となる場合があります。

- ・ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- ・ 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類の作成等、本公募への参加に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。
- ・ 提出書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 本公募の参加にあたって使用する言語は日本語に限定します。

【2 補助対象経費及び支払】

- ・ 補助対象経費は、補助金の交付決定日以降に契約・発注・購入・支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます（賃貸借契約の締結はこの限りではありませんが、補助対象経費として計上できるのは、補助金の交付決定日以降に発生する賃借料のみとなります）。また、令和4年3月31日を過ぎてから支出する費用は補助対象外となりますのでご注意ください。なお、交付決定前に見積りを取ることは可能です。
- ・ 補助対象経費は、本事業の対象として明確に経理が区分でき、かつ挙証資料によって金額等が確認できるもののみに限ります。
- ・ 消費税及び地方消費税は補助対象経費には含みません。
- ・ 応募時及び交付申請時には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して補助対象事業費を算定してください。
- ・ ただし消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、実績報告時に当該金額を減額して算定するか、または実績報告後に当該金額を別途定める様式により報告し、返還する必要があります。
- ・ 補助金の支払については、補助事業完了後、支出状況や経理処理について、市職員が現地調査を行い確認した後の精算払いとなります。現地調査の結果によっては、実際に支払う金額が交付決定額を下回る場合があります。
- ・ 本公募の参加にあたって使用する通貨は日本国通貨に限定します。

【3 書類の保存等】

- ・ 補助事業者は、補助対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分してその収支を明らかにしてください。
- ・ 当該特別帳簿の帳簿とその内容を称する関係書類は、国の会計検査、市の補助事業監査等の対象書類となり、補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- ・ 必要な書類が保存されていない場合、不適切な経理が行われたと認められた場合は補助金の返還対象となる場合があります。

【4 財産の管理】

- ・ 補助事業により取得した単価50万円（税抜き）以上の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ・ 補助事業者は、当該取得財産等については、処分制限期間中に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくことになります。

【5 その他】

- ・ 「奈良市シェアオフィス」の設置運営事業者として採択された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に令和4年3月15日までの開設が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

9. 担当者

奈良市 観光経済部 産業政策課 企業誘致係

金沢・山本・堀内

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

TEL：0742-34-4741

Mail：ricchi-nara@city.nara.lg.jp